

自衛隊茨城地方協力本部 仕様書			
件 名		仕様書番号	1
携帯端末（スマートフォン）のレンタル料及び通信料		作成年月日	令和4年12月16日
		自衛隊茨城地方協力本部	
1 総 則 (1) この仕様書は自衛隊茨城地方協力本部（以下「地本」という）において、募集活動等において、使用する携帯端末（スマートフォン）のレンタル代金及び通信料の調達において適用する。 (2) この仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合は、分任契約担当官と協議することとする。 2 使用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。 3 調達範囲 携帯電話機（スマートフォン）及び通信サービス 4 調達条件 (1) データ通信 LTE、4Gにて接続しパケット通信が可能であること。 通信速度は下り最大112Mbps以上／上り最大46.0Mbps同等以上であること。 (2) 携帯通話 携帯電話として通話可能であること (3) 携帯電話機（スマートフォン）の形状及び機能は、以下の諸条件を満たすこと。 ア サイズ：約 幅72×高さ153×厚さ11.1mm イ ディスプレイサイズ 5.7以上6.9インチ以下 ウ 重さ：約 200g以下 エ OS：Android 9同等以上 オ CPU：SDM429（クアッドコア）2.0GHz同等以上 カ メモリ：ROM 32G バイト、RAM 3G バイト同等以上 キ カメラ：約 800 万画素同等以上（メインカメラ） ク GPS：対応のこと ケ 連続待受時間：650 時間程度 コ MIL-STD-810G Method 516.7:Shock-ProcedureIVに準拠していること。 サ ワンセグ及びおサイフケータイを物理的に有しないこと。 シ 製品は国産メーカーの製造品であること。 ス 付属品（ACアダプター等）を完備していること。 セ SDメモ리카ードを同梱しないこと。			

(4) 使用エリア

地本本部及び地本各事務所にて使用可能であり、人口カバー100%程度であること。

(5) 携帯電話の電源オフ及び圏外時における機能

通話ができない場合は留守番電話サービスに繋がり、メッセージ録音できること。

(6) 通話明細サービス

通話（1通話ごと）の明細を提示すること。

(7) 維持サービス

契約期間内における各種サービスが付与され、故障発生時の機器修理等の割引サービスが適用できること。

(8) 料金プラン

ア データ通信

通信料が毎月定額であること。

また、データ通信料にはインターネットプロバイダ料金を含むものとする。

基本通信量（高速通信）を 7GB 含むプランであること。

パケット通信量が 7GB を超えた場合は通信速度が低下してもよい。

イ 携帯通話

毎月の通信料が 800 分以上の無料通話を含む通信プランであり、同一携帯電話会社同士の通話が無料となるものであること。

また、無料通話部分の分け合いが可能であること。

(9) 携帯端末（スマートフォン）の代金

携帯端末（スマートフォン）はレンタルにて提供されるものとし、その代金は月々の請求書と共に合算して請求されるものとする。

(10) MDM

リモートロック、リモートワイプ、Web フィルタリング及びウイルス対策機能を有すること。

(11) キットティング

初期アクティベーションの実施

MDM 及びウイルス対策ソフトをインストールして納入すること。

(12) 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(13) 態 勢

請負業者において本件調達を実施・統括する部門は ISO/IEC27001 認定を取得しているか、又は、それに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていること。

(14) その他

ア 携帯端末は 2 年毎に機種変更（同等品以上）を無償で対応すること。

イ 法令及び各社が定める提供基準に従って災害時優先電話として使用できること。

ウ MNP に無料に対応すること。

5 納入条件等

- (1) 携帯電話機（スマートフォン）を適宜包装し電話番号を記載して納入すること。
（地本が現在利用している携帯電話機をそのまま利用する場合を除く。）
- (2) 納入場所：茨城県水戸市北見町 1-11
自衛隊茨城地方協力本部 総務課

6 保 守

- (1) 本件で使用する通信ネットワークが 24 時間 365 日で監視・運用されていること。
- (2) 紛失等した場合、遠距離操作で使用不可にできること。
- (3) 保守又は修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。
- (4) 端末修理費用については利用者の瑕疵有無にかかわらず無償で対応すること。
ただし、利用者の故意又は重過失が認められた場合は除く。

7 検 査

- (1) 納入時、検査を行う。
- (2) 検査は、第 4 項の調達条件の内容について確認する。

8 その他

- (1) 付属品として、「使用説明書」「AC アダプター」、等を 1 台に対しそれぞれ添付すること。
機種については同一機種を納入すること。
ただし、地本が現在利用している携帯電話機をそのまま利用する場合は上記付属品は不要とする。
- (2) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。
また、他の目的に転用してはならない。